

## スチーム掃除機等の訪問販売に関する情報提供

福岡市消費生活センターでは、スチーム掃除機等の訪問販売を行っていた事業者に対し福岡市消費生活条例第22条第1項に基づき調査を行った結果、同第21条第1項に規定する不当な取引行為を行っていると認められたため、平成18年8月11日、同第22条第2項に基づき是正指導を行いましたので情報提供します。

消費者被害を未然に防止するため、一般的な手口や対処法等について報道方よろしくお願ひします。

### 1 是正指導を行った訪問販売業者について

#### (1) 相談傾向

- 平成17年7月から平成18年6月末までの1年間で相談件数は21件。
- 契約当事者は女性が79%と多く、年代別では60歳以上(52.6%)が過半数を占めている。

#### (2) 是正指導を行った不当な取引行為の内容

- 販売以外のことが目的であるかのように見せかけ、販売の意図を明らかにしないで訪問し、誤信を招く情報を提供して消費者を不安にさせ、勧誘を行った(条例第21条第1項第1号に該当)。
- 購入を断っているにもかかわらず執拗に長時間勧誘した(条例第21条第1項第2号に該当)。
- 契約内容が十分理解できない消費者に対し、契約の勧誘を行った(条例第21条第1項第1号に該当)。

### 2 当センターに寄せられた相談の概要

#### 訪問販売の手口と問題点

- 電話で「1,000円でエアコン清掃を行う」と言って販売目的を告げずに訪問し、掃除に使用した高額なスチーム掃除機やその他の商品(ゲルマニウムネックレス、磁気絆創膏等の健康器具)の購入契約を勧誘する。
- 商品の購入を断っているにもかかわらず執拗に5～6時間にわたって勧誘する。
- 「ハウスダストが肺炎の原因」と誤信を招く情報を提供して勧誘する。
- 契約内容が十分理解できない消費者に対し、購入契約を勧誘する。

### 3 対処法について

- 業者が、無料や低価格で商品・サービスを提供すると言って訪問する場合、高価格商品の販売目的が隠されていることがよくあります。業者を家に入れる前に訪問目的を必ず確認し、購入の意思がない場合は家に入れないようにしましょう。
- 業者の説明をうのみにして、その場で契約せず、家族や知人、相談機関に相談しましょう。契約は慎重に。
- 不要な契約は「お断りします」「必要ありません」「帰ってください」ときっぱり断りましょう。
- 「帰ってください」と言っても帰らない場合は警察に連絡しましょう。
- 訪問販売の場合は契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフ(無条件で契約を解除することができる制度)ができます。掃除機、浄水器などは商品を使用している場合、期間内であればクーリング・オフができます。また、期間が過ぎていても「特定商取引法」や「消費者契約法」による取り消しができる場合もあります。あきらめずに早めにセンターにご相談下さい。

問い合わせ先：消費生活センター 相談指導担当 吉村・増淵  
啓発担当 阿部・井上  
TEL：712-2929 FAX：712-2765